

令和4年1月27日開会

第735回むつ市教育委員会

参 考 資 料

報告第3号 1頁

報告第三号 参考資料

小中学校校長各位

むつ市教育委員会
教育長 阿部謙一
(公印省略)

新学期における感染予防対策の徹底について

このことについて、新たな新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株については、従来の変異株等と比較し、感染力が高いとされており、現在、特にその脅威にさらされている沖縄県全域、山口県と広島県の一部には「まん延防止等重点措置」が講じられるなど、「第6波」の到来が現実のものとなっております。

つきましては、新学期を迎えるにあたり、引き続き基本的な感染予防対策を徹底していただくとともに、下記について、貴下職員に確実に周知し対応していただきますようよろしくお取り計らい願います。

記

1. 県外との往来について

- ・「緊急事態措置適用地域」又は「まん延防止等重点措置適用地域」に指定された都道府県への不要不急の往来は自粛することとし、やむをえず当該地域との往来があった場合は、PCR検査を実施し、陰性を確認した後に勤務すること。
- ・「緊急事態措置適用地域」又は「まん延防止等重点措置適用地域」に指定された都道府県からの不要不急の来訪はできるだけ控えていただく。
- ・県外への移動の際は、事前に校長へ口頭で報告し、帰着後は「出張・私用旅行報告書」を学校へ提出すること。

2. 学校活動について

- ・同居家族を含め、発熱及び風邪症状がある場合は、無理に出勤せず、かかりつけ医を受診するか、「受診・相談センター」(33-1891)に相談すること。
- ・身体的距離の確保や手洗い・咳エチケットの励行、健康管理票の活用による児童生徒の体調把握の徹底等の基本的な感染対策を徹底すること。

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電話 22-1111(内線3110)

保護者の皆様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

新学期における感染予防対策の徹底について

日頃より、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力いただき厚く感謝申し上げます。

さて、新たな新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株については、従来の変異株等と比較し、感染力が高いとされており、現在、特にその脅威にさらされている沖縄県全域、山口県と広島県の一部には「まん延防止等重点措置」が講じられるなど、「第6波」の到来が現実のものとなっております。

つきましては、新学期を迎えるにあたり、引き続き基本的な感染予防対策を徹底していただくとともに、下記についてご対応いただきますようよろしくお取り計らい願います。

記

1. 県外との往来について

- ・「緊急事態措置適用地域」又は「まん延防止等重点措置適用地域」に指定された都道府県への不要不急の往来は自粛することとし、当該地域との往来があった場合は、PCR検査を実施し、陰性を確認した後に登校すること。
- ・「緊急事態措置適用地域」又は「まん延防止等重点措置適用地域」に指定された都道府県からの不要不急の来訪はできるだけ控えていただくこと。
- ・県外への移動の際は、事前に担任へ口頭で報告し、帰着後は「出張・私用旅行報告書」を学校へ提出すること。

2. 学校活動について

- ・同居家族を含め、発熱及び風邪症状がある場合は、無理に登校せず、かかりつけ医を受診するか、「受診・相談センター」(33-1891)に相談すること。
- ・身体的距離の確保や手洗い・咳エチケットの励行、体調管理などの基本的な感染対策を徹底すること。

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ
電話 22-1111(内線3110)

小中学校校長各位

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

PCR検査キットの配付について

このことについて、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、市内小中学校に対し、PCR検査キットを配付することといたしました。

つきましては、下記のとおりのお取り扱いといたしますので、各学校におかれましては、児童生徒の感染予防対策に使用していただくようお願いいたします。

記

1. 主な用途

- ・児童生徒が部活動等の遠征により県外との往来があったことに伴い、検査による確認を要する場合
 - ・児童生徒が入学試験等により県外との往来があったことに伴い、検査による確認を要する場合
 - ・教職員がやむを得ない理由により県外への出張等(部活動の引率を含む)による往来があり、検査による確認を要する場合
 - ・同居家族が陽性者との何らかの接触があり、保健所からの指示がないものの検査を要すると判断される場合
 - ・その他学校が必要と判断した場合
- ※当該検査キットの使用範囲は、原則として在籍する児童若しくは生徒又は教職員となり、同居する家族の検査には使用できません。
※県外への私用旅行等の場合は使用できません。

2. 主な使用方法等

- ・部活動の遠征等、事前にPCR検査キットの使用が確定している場合、事前に本人にPCR検査キットを配付し、自宅で検査を行う。
- ・突発的にPCR検査キットを利用しなければならない場合は、接触することがないよう自宅の郵便受け等を利用して本人に配付し、自宅で検査を行う。
- ・検査結果が判明するまでの間、児童又は生徒に関しては出席停止、教職員に関しては、令和3年3月23日付けむ教総第3388号に添付している令和3年3月3日付け青教員第527号「新型コロナウイルス感染症に関する出勤困難休暇の取扱いについて(変更)」に記載した区分に該当する場合は、出勤困難休暇とし、それ以外の場合は年休の取扱いとします。
- ・配付した検査キットの管理については別添管理簿を使用し、適切に管理し、PCR検査キットを利用した際にその都度、当該管理簿を教育委員会総務課宛てにメールで提出してください。

以上

【担 当】

事務局総務課 総務・学務グループ
電 話 22-1111(内線3110)

PCR検査キット 管理簿

	使用年月日	学年組	使用者	種別	使用理由
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

○使用方法

- ・①には市教育委員会より配布のあった検査キットの個数を入力してください。
- ・②は、上表の「使用年月日」に記入すると自動でカウントされます。使用者欄と使用理由欄も忘れずに記入してください。
- ・③は自動計算です。

① 受領個数	
② 使用個数	0
③ 未使用個数(①-②)	0

む教総第3388号
令和3年3月23日

小中学校校長各位

むつ市教育委員会
教育長 氏 家 剛
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する出勤困難休暇の取扱いについて（通知）

このことについて、青森県教育委員会教育長より、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

市教育委員会といたしましては、これまで、一斉臨時休業期間中における出勤困難休暇を含むサービスの取扱いについては、令和2年5月7日付けむ教総第377号により通知しているところであり、また、一斉臨時休業期間終了後につきましては個別に対応していたところありますが、今回の通知を受け、市内の小中学校に勤務する県費負担教職員の取扱いについて別添のとおりといたします。

つきましては、貴校対象教職員に周知して下さるようお願いいたします。

【担 当】

事務局総務課

電 話 22-1111 (内線3110)

各市町村教育委員会教育長 殿

青森県教育委員会
教育長 和嶋 延寿
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する出勤困難休暇の取扱いについて（変更通知）

このことについては、令和2年4月3日付け青教員第17号教育長通知で周知したところですが、同通知について変更したので、再度通知します。つきましては、貴管下の教職員に周知して下さるようお願いいたします。

記

○職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）が取得できる休暇

区 分	休暇の種類
・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合（無症状病原体保有者を含む。）	出勤困難休暇
・ <u>検疫法第16条第2項</u> に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合	
・ <u>検疫法第16条の2第1項又は第2項の規定に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合（これに準ずる場合を含む。）</u> で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	
・職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業（※1）その他の事情（※2）により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	

※1 学年末休業（春休み）等の学校の元々の休業日は対象外とする。

※2 「その他の事情」には、保育園や幼稚園の臨時休園等を含む。

担当：教職員課人事制度グループ
岩川
017-734-9892

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う今後の教育活動について

現在国内では、変異株であるオミクロン株が猛威を振るい、1日当たりの新規陽性者数が2万人に近づいており、第6波の到来が現実のものとなっております。

また、青森県内においても陽性者が増加しており、1日当たりの新規陽性者数が80人を超え、感染状況のレベル分類ではレベル2の「警戒を強化すべきレベル」となっており、むつ市内においても、感染者が連日発生している状況にあります。

このような状況から、今一度感染予防対策を図る必要がありますので、当面の間、下記事項について貴下教職員に確実に周知し、留意の上対応くださるようお願いいたします。

記

- (1) 青森県外への不要不急の往来は自粛することとし、来訪も控えていただく。
- (2) やむを得ず(1)に係る移動があった場合は、PCR検査を実施し、陰性を確認した後に勤務すること。併せて、事前に校長への口頭による報告と、事後に旅行等実施報告書を提出すること。
- (3) 県外への移動及び県外の方と接する可能性のある校外活動を自粛する。
- (4) 部活動は通常どおりの活動とし、「中学校体育連盟等の団体(※)が主催または共催する公式戦を除く県外の学校との試合(練習試合を含む。)や合宿、県外からの外部人材等の招聘については禁止とする。
- (5) 公式戦の参加に当たっては、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域(都道府県、市町村)の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加すること。この場合、主催者の留意事項に従うとともに、万全の感染防止対策を講じること。

なお、スポーツ少年団等の任意の団体については、(4)及び(5)の内容に準じた形で対応するよう各団体に要請する。

※ 「中学校体育連盟等の団体」とは、当該連盟、中学校文化連盟及び公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する協会の下部組織を指す。

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ
電話 22-1111(内線3110)

保護者の皆様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う今後の教育活動について

日頃より、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力いただき厚く感謝申し上げます。

現在国内では、変異株であるオミクロン株が猛威を振るい、1日当たりの新規陽性者数が2万人に近づいており、第6波の到来が現実のものとなっております。

また、青森県内においても陽性者が増加しており、1日当たりの新規陽性者数が80人を超え、感染状況のレベル分類ではレベル2の「警戒を強化すべきレベル」となっており、むつ市内においても、感染者が連日発生している状況にあります。

このような状況から、今一度感染予防対策を図る必要がありますので、当面の間、下記事項について十分ご留意いただき、御対応くださるようお願いいたします。

記

- (1) 青森県外への不要不急の往来は自粛することとし、来訪も控えていただく。
- (2) やむを得ず(1)に係る移動があった場合は、PCR検査を実施し、陰性を確認した後に出勤すること。併せて、事前に担任への口頭による報告と、事後に旅行等実施報告書を提出すること。
- (3) 県外への移動及び県外の方と接する可能性のある校外活動を自粛する。
- (4) 部活動は通常どおりの活動とし、「中学校体育連盟等の団体(※)が主催または共催する公式戦を除く県外の学校との試合(練習試合を含む。)や合宿、県外からの外部人材等の招聘については禁止とする。
- (5) 公式戦の参加に当たっては、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域(都道府県、市町村)の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加すること。この場合、主催者の留意事項に従うとともに、万全の感染防止対策を講じること。

なお、スポーツ少年団等の任意の団体については、(4)及び(5)の内容に準じた形で対応するよう各団体に要請する。

※ 「中学校体育連盟等の団体」とは、当該連盟、中学校文化連盟及び公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する協会の下部組織を指す。

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ
電話 22-1111(内線3110)

(様式)

旅行等実施報告書(教職員用)

小(中)学校

氏名

期 間			同行者	どこに
				旅行等内容
例 1月14日	～	1月15日	母	盛岡市 岩手県立中央病院へ通院
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		

県外旅行等を行った場合はご記入いただき、校長へ提出して下さるようお願いいたします。

(様式)

旅行等実施報告書(児童・生徒用)

小(中)学校 年 組 氏 名

期 間			同行者	どこに
				旅行等内容
例 1月14日	～	1月15日	母	盛岡市 岩手県立中央病院へ通院
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		

県外旅行等を行った場合はご記入いただき、字綴担任へ提出して下さるようお願いいたします。